

令和2年6月25日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和2年6月23日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の概要……………	1
2 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例の概要…	2
3 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要……………	3
4 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要……………	4

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（条例その他 その4） 1頁 定県第57号議案】

1 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の概要

(1) 制定の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、知事等の損害賠償責任の一部免責に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職責に応じた区分ごとに損害賠償責任額を限定し、これを超えた額について、賠償の責任を免れる。

区分	損害賠償責任額
知事	年収の6倍
副知事等	年収の4倍
地方公営企業の管理者等	年収の2倍
その他の職員等	年収の1倍

(3) 施行期日

公布の日

2 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る控除額を定める条例の概要

(1) 制定の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律による地方独立行政法人法の一部改正等に伴い、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職責に応じた区分ごとに損害賠償責任額を限定する。

区分	損害賠償責任額
理事長又は副理事長	年収の6倍
理事	年収の4倍
監事又は会計監査人	年収の2倍

(3) 施行期日

公布の日

3 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

ラグビーワールドカップ2019™の終了に伴い、スポーツ局の業務について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

スポーツ局の分掌事務から「ラグビーワールドカップ2019に関する事項」を削除する。（第5号関係）

(3) 施行期日

公布の日

4 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税における寄附金税額控除の特例の対象となる放棄に係る規定を定めるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 個人県民税の寄附金税額控除の対象の追加

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを中止等した主催者に対する入場料金等払戻請求権の放棄のうち、道府県の条例で定めるものについて、個人県民税の寄附金税額控除が適用されることとされたことに伴い、所得税の寄附金控除の対象となる入場料金等払戻請求権の放棄を対象とするよう規定を追加する。（附則第44項関係）

イ 公益財団法人神奈川県体育協会の名称変更

「公益財団法人神奈川県体育協会」の名称が「公益財団法人神奈川県スポーツ協会」に変更されたことに伴い、ゴルフ場利用税の課税免除に関する規定について、所要の改正を行う。（第28条の2 関係）

(3) 施行期日

令和3年1月1日。ただし、(2)イは公布の日。